役員の退任及び就任した旨届出があつた。 百九十五号)第十八条第十項の規定により、

昭和三十三年八月二十二日

鳥取県知事

鳥取県告示第三百七十九号 ♦告 示 土地の立入測量及び物件調査言都市計画事業区画整理変更設計書の認計量器定期検査の実施 告 土地改良区役員の退任及び就任 示

昭和四年四月十五日第三運郵便物認可展週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

所

成実村土地改良区から土地改良法(昭和二十四年法律第 次のように 茂 理事監事の別 退任した役員の氏名及び住所 成実村土地改良区 理事 松林 友良 牧野 末吉 能見 松岡 潮 木村 長田喜太郎 大江 氏 勝美 誉一 武市 貞治 清治 武雄 淺市 茂富 泰治 房一 要 淳 米子市新山 奈喜良 吉谷 古市

第2948号

第2948号

金曜日鳥取県公報

昭和三十三年八月二十二日

第十三期鳥取県地方労働委員会労働者 鳥取県知事

遠

藤

茂

使用者委員候補者推薦要領

推薦する者の資格

働組合法の規定に適合する労働組合であること。 有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を 労

働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務 有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労 の主要な部分である使用者団体であること。 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を

兀

五

別に制限はない

が順位を附すること。

## 鳥取県告示第三百八十号

それぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続 三期委員を任命したいので、労働組合及び使用者団体は 第二十一条の規定により、 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号) により推薦されるよう請求する。 鳥取県地方労働委員会の第十

> 第十九条第八項の欠格条項に該当しない者であること。 労働者委員、使用者委員の候補者は、ともに労働組合法

推薦手続

労働組合は別紙し

の推薦書に次の書類を添付して

労働組合資格審査申請

(別紙二)

出すること。

所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提

組合規約

労働協約

その他立証に必要とする資料

現在立証のため労働委員会に手続中の Ь Ø は、 そ

の旨連絡すること。

(=)

推薦することができる候補者の数 所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。 使用者団体は、 別紙日の推薦書を所定の期間内に、 推薦される者の資格

就任した役員の氏名及び住所 理事監事の別 成実村土地改良区 理事 監事 友長 竹内 斉木 清水 赤井 牧野 生田 山根 赤木 斉木千代徳 氏 閑三 善藏 源重 満隆 閑三 忠雄 茂樹 浅市 茂富 誉 一 淳 要 米子市古市 住 石井 吉谷 古市 奈喜良 新山 石井 所 監事 末吉 斉木 白子 山根 大江 能見 松林 生田 山根 田中 木村 松岡 上野 斉木千代徳 長田喜太郎 貞治 満隆 茂樹 武一 房一 武雄 清治 善藏 忠雄 源重 泰治 茂 淸 奈喜良 新山 石井 新山 吉谷 古市 奈喜良

昭和33年8月22日

金曜日

鳥取県公報

労働組合資格審査申請

書

別紙二

第2948号

(使用者)

委員候補者と

して次

の者を推薦します。 年政令第二百三十一

労働組合法施行令

(昭和二十四 推

薦

氏

名

生年月

H

現

住

所

経歴欄には学歴、

職歴

組合歴等を詳細に記入すること。

昭和三十三年八月二十二日

か

ら昭和三十三年九月十二日まで

别 紙

(-)

年

月

日

遠

鳥取県知事

茂 殿

所

在 地

労働組合又は使用者団体の名称

号) 第二十一条の規定により、

鳥取県地方労働委員会の労健者

社事業場及び地位 (使用者) 所属会 (労働者) 所属会 位職者)名及

び所労 地属働

経

歴

備

考

市計画事業上井駅前土地区画整理変更設計書を認可した。

早川忠篤から昭和三十三年六月十四日

付で申請の倉吉都

昭和三十三年八月二十二日

遠

茂

鳥取県知事

鳥取県告示第三百八十二号

計量法 (昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規 ように実施す

定により、 境港市の計量器定期檢査を次の

金曜日 鳥 取 県 公 報

会長

花房

多喜

雄

殿

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参

労働組合法(昭和二十四年法律第百七十

資格を審査下さるよう

与したいので、

四号)第五条第一項の規定により

左記書類を添付申請い

たします。

鳥取県地方労働委員会

び代表者氏名労働組合名及

所

在

地

昭和三十三年八月二十二日

る

鳥取県知事

検査区域

検査日

時

遠

藤

茂

校区 校及び上道小学校の 境港市の内、境小学

午後三時, 九月八日 十月八日

まか でら

"

検査場所

公 民 館 市 立

十日〃 九日〃

+

日

2.3

5

倉吉都市計画事業上井駅前土地区画整理施行者倉吉市長

鳥取県告示第三百八十一号

昭和33年8月22日

労働協約

労働組合規約

上道小学校

	昭和33年8月22日	金曜日	鳥	取	県	公	報		第2948号	<del>}</del> 6
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可発行。日火、金		年三月三十一日まで 年三月三十一日まで	一 立ち入るべき土地 米子市久米町	一事業の種類 一級国道九号線改築工事	一 起 業 者 建設大臣	鳥取県知事 遠 藤 茂	昭和三十三年八月二十二日	た。	及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受け第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測量	土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条鳥取県告示第三百八十三号
印刷所息取集印刷所免行者。息取集印取										